平成２４年（再イ）第５１号

大阪府和泉市桑原町166番地の４

再生債務者　田中　　曜

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月28日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１６号

山口県宇部市大字際波244番地102

再生債務者　竹内　誉尚

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月28日　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（再イ）第６号

熊本県八代市郡築一番町143番地２

再生債務者　中島　好博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月28日　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（再イ）第７号

北海道北見市末広町378番地28

再生債務者　亀田　　匡

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月28日

釧路地方裁判所北見支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第５号

奈良県香芝市鎌田３番地25

再生債務者　槙　　一儀

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年12月25日まで

平成24年11月26日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第６号

横浜市鶴見区北寺尾７丁目22番１号

再生債務者　日下　文則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月27日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１号

北海道岩見沢市６条西11丁目２番地20　ＳｕｎＳｈｉｎｅ　ＫＯＪＩ102号

再生債務者　堀　　崇嗣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年11月27日

札幌地方裁判所岩見沢支部

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成24年11月13日九州厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年 12 月６日

福岡県福岡市中央区天神２丁目５番35号

岩田屋企業年金基金

清算人　大石　昌彦

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成24年11月13日をもって清算結了の承認を受けたので、確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　大石　昌彦

2．住所　福岡県太宰府市三条２丁目23番１号

平成 24 年 12 月６日

福岡県福岡市中央区天神２丁目５番35号

岩田屋企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十四年十一月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月十九日

掲載頁　五十四頁（号外第二五〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月十九日

掲載頁　五十四頁（号外第二五〇号）

平成二十四年十二月六日

千葉県浦安市猫実三丁目一八番一二号

（甲）株式会社ジュネッタ

代表取締役　上田由紀子

千葉県浦安市猫実三丁目一八番一二号

（乙）株式会社上田英

代表取締役　上田由紀子

合併公告

左記法人は、共同して新設する一般社団法人日本照明工業会（住所東京都台東区台東四丁目二一番四号）に権利義務全部を承継させ解散することにいたしました。

両法人の社員総会の承認決議は、それぞれ平成二十四年十二月五日に終了しております。

この新設合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jlassn.or.jp

（乙）http://www.jelma.or.jp/

平成二十四年十二月六日

東京都台東区上野三丁目二番一号

（甲）一般社団法人日本照明器具工業会

代表理事　渋谷　徹

東京都千代田区外神田六丁目一五番九号

（乙）一般社団法人日本電球工業会

代表理事　松﨑　邦彰

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年三月一日であります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月十五日

掲載頁　六十四頁（号外第二四八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十一月十五日

掲載頁　六十二頁（号外第二四八号）

平成二十四年十二月六日

北九州市八幡西区黒崎城石二番一号

（甲）株式会社安川ビルサービス

代表取締役　徳永孝三郎

埼玉県入間市大字上藤沢四八〇番地

（乙）株式会社同栄サービス

代表取締役　和田　光雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月六日

北海道沙流郡日高町字幾千世三二六番地

代表合資会社ガネツ牧場

代表社員　鹿戸　作蔵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年一月八日であり、組織変更後の商号は株式会社葵コンサルティングとなります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十二月六日

愛知県名古屋市東区葵三丁目一一番六号

合名会社葵パートナーズ

代表社員　花田　一也